

第13回産業動物・家畜共済委員会の会議概要

(産業動物臨床部会常設委員会)

I 日時 平成23年9月15日(木) 13:30~16:30

II 場所 日本獣医師会会議室

III 出席者

【委員長】	麻生 哲	日本獣医師会理事 (産業動物臨床部会長)
【副委員長】	横尾 彰	日本獣医師会理事 (産業動物臨床部会副部会長)
【委員】	一澤 正	茨城県獣医師会理事 (茨城県農業共済組合連合会事業部審査役)
	一明 秀一	石川県農業共済組合連合会家畜園芸課課長補佐
	大塚 浩	熊本県獣医師会産業動物部会長 (おおつか動物病院代表取締役)
	酒井 淳一	山形県農業共済組合連合会参事
	坂井 利夫	鶏病研究会 (坂井利夫家禽・家畜診療所)
	志賀 明	日本養豚開業獣医師協会理事 (シガスワインクリニック代表取締役)
	鈴木 博	東京都家畜保健衛生所課長補佐
	千頭 幹男	高知県中央家畜保健衛生所所長
	濱名 張彦	北海道獣医師会理事 (北海道農業共済組合連合会参事)
	森下 政憲	広島県獣医師会理事 (広島県農業共済組合連合会家畜部長)
(欠席)	菅澤 勝則	千葉県獣医師会副会長 (千葉県農業共済組合連合会家畜部長)
【オブザーバー】	荻窪 恭明	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
	嶋崎 智章	農林水産省消費・安全局動物衛生課課長補佐
【本会】	矢ヶ崎 忠夫	(専務理事) ほか

IV 議事

- 1 職域別部会の運営等
- 2 委員長・副委員長の選任
- 3 家畜伝染病予防法の一部改正について
- 4 前期委員会報告のとりまとめと対応の経過等
- 5 今期委員会の検討内容

V 会議概要

(1) 矢ヶ崎専務理事から、開会に当たり大要次の挨拶があった。

ア 本会では、獣医療に係る様々な課題の解決に向けて努力を続けており、関係省庁等への要請活動、日本獣医師政治連盟等を通じた各党への要請活動を行っている。そのもととなる検討を行っていただくのが各部会に属する部会委員会である。

イ 本委員会は家畜共済事業を含む産業動物獣医療全般の諸課題を検討いただく委員会であり、平成 25 年 6 月までの任期の中で検討を進め、結果を取りまとめることとしている。

ウ 産業動物診療の分野では、産業動物診療獣医師の確保が急務とされているが、この課題ひとつをとってみても、大学における獣医学教育の改善・充実、卒後臨床研修体制の整備・充実等様々な要素が絡み合っており、これらを一つ一つ丁寧に解決していくことが必要である。

エ 我が国の食料生産の一翼を担い、食の安全確保と密接に関わる本委員会においては諸課題の検討を積極的に進め、将来性のある提言を取りまとめていただけるよう、委員各位のご協力をお願いする。

(2) 事務局から出席者が紹介され、簡単な自己紹介が行われた後、議事が進行された。

1 職域別部会の運営等

事務局から、資料に基づき職域別部会の位置づけと日本獣医師会職域別部会運営規程が簡潔に説明された。

2 委員長・副委員長の選任

事務局から、日本獣医師会職域別部会運営規程第 5 条第 4 項の規定に基づき、委員長には麻生哲部会長を、副委員長には横尾彰副部会長がそれぞれ就任することとされている旨説明され、了解された。

3 家畜伝染病予防法の一部改正について

(1) 農水省嶋崎課長補佐から、「昨年の宮崎県下における口蹄疫の発生を受け、第三者により原因等を検証するための検討委員会（口蹄疫対策検証委員会（委員長：山根義久 日本獣医師会会長））を設置し、17 回にわたる検討を行った。昨年 11 月に取りまとめが公表されたが、その中では国と都道府県の役割分担の不明確さ等、様々な課題が提示された。これらの検討結果を受け、今般の家畜伝染病予防法の改正では具体的な内容を見直し、発生の予防と発生時の迅速な対応に備えた。」旨説明され、資料に基づき概要が説明された。説明項目と内容は以下のとおり。

ア 国と都道府県等との役割分担のあり方

(ア) 農林水産大臣は、口蹄疫等の家畜伝染病に関し、防疫指針及び緊急防疫指針を作成する。

- (イ) 都道府県知事は、(ア)の指針に基づき、家畜伝染病の予防・まん延防止のための措置を実施。市町村長に協力を求めることができる。
- (ウ) 農林水産大臣は、都道府県知事に援助を行う。
- (エ) 複数の都道府県でのまん延のおそれがあるときは、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、(イ)の措置の実施に関し、広域的な見地からの助言その他の援助を行う。
- (オ) 農林水産大臣及び関係行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、協力しなければならない。

イ 防疫指針のあり方

- (ア) 農林水産大臣は、最新の科学的知見や国際的動向を踏まえ、防疫指針を3年毎に再検討する。
- (イ) 都道府県知事は、防疫指針の作成・変更等において、都道府県知事の意見を求めなければならない。

ウ 我が国へのウイルス侵入防止措置のあり方

- (ア) 国の家畜防疫官は、海外からの入国者に対し、質問を行ったり、その携帯品の検査を行うことができる。
- (イ) (ア)の検査の結果、要消毒物品を発見したときは、消毒することができる。
- (ウ) 動物検疫所長は、航空会社・空港等に対し、協力を求めることができるものとし、その場合、航空会社・空港等は、その求めに応ずるよう努めなければならない。

エ 畜産農家のウイルス侵入防止措置のあり方

- (ア) 家畜の所有者は、家畜伝染病の発生を予防し、まん延を防止することに重要な責任を有していることを自覚して、消毒その他の措置を適切に実施しなければならない。
- (イ) 家畜の所有者は、毎年、飼養状況・衛生管理の状況に関し、都道府県知事に報告しなければならない。
- (ウ) 都道府県知事は、衛生管理のため家畜の所有者に対し、指導・助言、勧告、命令が行える。
- (エ) 家畜の所有者は畜舎等への出入り口付近に消毒設備を設置し、人・車両の出入りに際しての消毒を義務付ける。
- (オ) 飼養衛生管理基準の見直し
 - a 家畜防疫に関する最新情報の把握
 - b 衛生管理区域の設定
 - c 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止
 - d 野生生物等からの病原体の感染防止
 - e 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - f 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - g 埋却地の確保等
 - h 感染ルート等の早期特定のための記録の作成・保存
 - i 大規模農場に関する追加措置

オ 家畜伝染病の発生時に備えた準備のあり方

- (ア) 農林水産大臣は、家畜伝染病の発生状況など、予防・まん延防止に必要な情報を公表する。
- (イ) 都道府県知事は、この法律を実施するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するように努める。
- (ウ) 飼養衛生管理基準に埋却地の確保を規定し、都道府県知事は家畜の所有者に指導・助言、勧告、命令する。
- (エ) 都道府県知事は、埋却地の確保等に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (オ) 農林水産大臣は、都道府県ごとの家畜防疫員の確保状況、飼養衛生管理の状況等を公表する。

カ 患畜の早期の発見・通報のあり方

- (ア) 農林水産大臣が定める一定の症状を呈している家畜を発見した獣医師・所有者は、都道府県知事へ届け出るものとする。
- (イ) この場合、都道府県知事は、遅滞なく、国に報告する（必要な場合は、検体を添える）ものとする。
- (ウ) 家畜伝染病予防法第13条の2第1項に基づく届出が必要な症状について（口蹄疫）
 - 1-① 39.0℃以上の発熱を示した家畜が、
 - 1-② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、
 - 1-③ かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）を呈している場合
 - ※ 鹿にあっては、1-①及び1-③を呈している場合。
 - 2 同一の畜房（単飼の場合にあっては、同一の畜舎）内において、その口腔内等に水疱等を呈している家畜が複数頭存在している場合
 - ※単飼：1頭ごとに飼養することをいい、スタンションを用いたつなぎ飼いを含む。
 - 3 同一の畜房内において、哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合（単飼の場合にあっては、隣接する畜房において、複数頭の哺乳畜が過去2日以内に死亡した場合）
 - ※ 上記の症状を呈している原因が、不適切な飼養管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等明らかな場合を除く。
- (エ) 家畜伝染病予防法第13条の2第1項に基づく届出が必要な症状について（高病原性鳥インフルエンザ）
 - 1 同一の畜舎内における1日の死亡率が過去3週間の平均値の2倍以上になった場合
 - ※ 原因が、不適切な飼養管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等明らかな場合を除く。

2 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の承認を受けている生物学的製剤を用いてインフルエンザA型ウイルスの抗原が確認された場合又は同ウイルスに対する抗体が確認された場合

(オ) 家畜伝染病予防法第13条の2第1項に基づく届出が必要な症状について（低病原性鳥インフルエンザ）

薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の承認を受けている生物学的製剤を用いてインフルエンザA型ウイルスの抗原が確認された場合又は同ウイルスに対する抗体が確認された場合

キ 国の財政支援のあり方

(ア) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜については、特別手当金を交付し、通常の手当金と併せて評価額全額とするものとする。

(イ) 家畜伝染病の発生又はまん延防止に必要な措置を講じなかった者等には、手当金を交付せず、又は返還させる。

(ウ) 移動制限等による売上減少等の補てんの対象を牛・豚を含めて拡充する。

(エ) 都道府県の防疫措置に対する国の財政支援を拡充し、消毒に要した費用を対象に追加。

(オ) 国は、防疫措置に的確かつ迅速に講じられるように、必要な財政上の措置を講ずる。

ク 消毒設備の設置場所を通行する車両の消毒

(ア) 都道府県知事は、消毒設備を設置できるものとし、その設置場所を通行する車両等は消毒を受けなければならない。

(イ) 都道府県知事等の緊急の通行の制限・遮断の適用対象として、高病原性鳥インフルエンザ等を追加する。

ケ 患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分等

口蹄疫の急速かつ広範囲のまん延を防止するためやむを得ないときは、患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分を行えるものとし、その場合、国は補償しなければならない。

コ 防疫の観点からの畜産のあり方

(ア) 飼養衛生管理基準に防疫の観点からのルールを定め、都道府県知事は、衛生管理が適正に行われるように、家畜の所有者に指導・助言、勧告、命令を行える。

(イ) 飼養衛生管理基準は、飼養規模の区分に応じて定める。

サ その他

(ア) 国際基準に合わせて、高病原性鳥インフルエンザ（強毒タイプ・弱毒タイプ）を高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザに分けた。

(イ) 豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等を直ちに殺処分を行う疾病に変更する。

(ウ) 家畜以外の動物が家畜伝染病にかかっている疑いがあり、家畜に伝染するおそれがあるときは、都道府県知事は検査できる。

(エ) 家畜以外の動物が家畜伝染病にかかっている疑いがあり、家畜に伝染するおそれが高いときは、都道府県知事は消毒や通行の制限・遮断ができる。

(オ) 野生動物から家畜へ家畜伝染病が伝染するおそれがあるときは、農林水産大臣

は環境大臣に必要な措置を求める。

(カ) 家畜伝染病が発生したときは、農林水産大臣は、発生の原因の究明に努める。

(キ) 国内における病原体の所持についての許可制度を創設する。

(2) 説明内容に対し、委員と嶋崎課長補佐との間で以下の質疑応答が行われた。

ア 発生の予防が重要であることは理解できるが、通常の診療の中での厳密な対応は時間的にも効率の点からも難しい側面があると質問され、現実にはすぐわない部分があるのであれば、家畜保健衛生所を通じてご相談いただきたい旨回答された。

イ 衛生管理区域の設定や消毒設備の設置等について、農場の規模の大小により基準に違いがあるか、と質問され、特に具体的な定めはない旨回答された。

ウ 飼養衛生管理基準の見直しに係り、大規模農場に関する追加措置とは具体的にどういふものかと質問され、管理獣医師を置くことを求める旨回答された。

エ 国の財政支援について、農家に対する補償とともに、獣医師に対する補償が必要と考えるがいかがか、と質問され、今回の枠組みの中では診療獣医師に対する補償は考慮されていないが、農家がいかに早く立ち直れるかが、ひいては診療獣医師の生活の早期の安定につながると考えている旨説明された。

オ 公道上の消毒ポイントの設置について、反社会的勢力への対応等を考えた時、強制力に欠けているのではないかと質問され、地元警察の許可のもと、連携して取り組んでいくことで対応いただきたいと回答された。

カ 国内における病原体の所持を許可制とすることについて、獣医師が採材した検体の扱いはどうなるのか、と質問され、その場合のサンプルは「病原体」に含まないこととして、業務に支障がないようにする。近日中に詳細はお示しすることとしたい旨回答された。

キ 家畜防疫員の人数と質の充実が必要ではないかと質問され、講習会の開催やマニュアルやチェックリストの整備を進める等、対応を進めている旨回答された。

4 前期委員会報告のとりまとめと対応の経過等

(1) 横尾副委員長から、資料に基づき前期委員会報告（「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて」）の内容が説明され、この内容について了解のうえ、平成22年8月公表「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第三次）」に基づき平成23年度内に策定される「都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」への反映を含め、獣医師及び動物医療関連施策の一層の推進において活用されたい旨農林水産省消費・安全局長及び同経営局長に要請（平成23年9月27日付け23日獣発第178号）したことが報告された。

(2) 報告書記載事項に係り、出席者から以下の感想が示された。

ア 産業動物獣医師修学資金給付事業について、就職先の自治体の都合により公衆衛生分野に移動になってしまい、資金の返還を求められてしまうケースがある。

イ 上記事業については、現在は国と県が折半して費用負担している。自治体においてもこの事業の意義を理解し、受給者の負担が増大しないように配慮した人事が求められるべきである。

ウ 獣医師雇上げ手当について、報告書では一つの目安として一日30,000円を記してい

るが、この算出根拠が脆弱であるばかりか、30,000円という数字が上限として独り歩きする危惧も感じる。処遇改善は急務だが、数字の打ち出し方には慎重な配慮が必要である。

5 今期委員会の検討内容

- (1) 今期委員会の検討テーマ「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて―①食の安全に関わる産業動物医療の果たす役割、②家畜共済事業の整備・充実（産業動物診療獣医師の確保対策を含む。）―」が示された後、今期委員会における検討の内容等について、フリートークの形で委員からの意見が聴取された。内容は大要以下のとおり。
- ア 産業動物診療獣医師の確保対策等、産業動物診療分野の活性化対策として、もっと広く社会に獣医師の仕事と役割をPRすべきである。動物感謝デー等の取り組みは承知しているが必ずしも全国規模の取り組みではない。日獣が、全国団体として多少の費用をかけてでも子供たち向けの広報資材を作成し、各地の地方獣医師会と連携して小中学校に説明や出前授業を行うなどの活動に地道に取り組むべき。
- イ 高知県中央家保では、「ふれあい体験学習」として保育園・幼稚園児や小学生を対象に餌やり体験や心音聴取体験等を実施する取り組みを続けており、年間1,000名前後が参加している。
- ウ 医薬品の流通について、不適切な流通を排除する体制づくりが必要である。ある企業では診療所を開設して獣医師を雇用しているが、どう考えても診療しきれないほどの広範囲かつ多数の農場に対して薬を販売している。しかしながら、書類上に何ら不備はなく、当該企業に県からの天下り職員が在籍していることから強力な監視・指導がなされていないのではないかと疑念を抱く。さらに、真偽のほどは定かでないが、地域の農家の「おやじの代から獣医師の訪問を受けたことがない」との発言も聞く。
- エ 管理獣医師の必要性について国が認め、推進していこうとしている今がチャンス。産業動物診療獣医師の地位・評価の向上につなげ、将来にわたり安定した収入を確保できる仕組み作りを急ぐべきである。
- オ 家畜共済制度の適正確保のため、カルテの開示の義務化を検討すべきである。
- カ 動物用医薬品指示書（以下「指示書」という。）について、適正な交付・使用を徹底させるべきである。平成19年3月に日獣から出されている「動物用医薬品指示書交付の手引き」の遵守が不可欠である。大分県獣医師会では、講習会を実施し、出席しない獣医師には指示書を交付させないようにしており、県獣がこれをチェックしたうえで農場の所在地を所管する各家保に提出している。九州各県にも同調を呼び掛けているが実現していないのが実情である。
- キ 薬事法の盲点を突くような手法による診療頭数や投与日数の水増しの疑いがある事例を未然にチェックし、防止できる体制づくりが必要である。
- ク 指示書については畜種ごとに役割・性格を異にする。幅広い検討が必要である。
- ケ ある地域のNOSA Iでは、現場の負担軽減のため、日獣からの指示書の使用をやめ、独自の指示書書式を用いている。共済の診療簿、動物用医薬品指示書、休薬期間指示書等をすべてまとめたものを作成し、効率化に効果を上げている。
- コ 指示書の適正化と並び、農場への定期訪問のシステムも整備すべき。定期訪問した

獣医師が指示書を交付し、行政への報告も責任を持って行うルール作りが必要。同時に、獣医師の農場衛生管理知識や技術等の向上のための取り組みを進め、衛生管理やコンプライアンス意識の低い獣医師が排除される仕組みの構築を急ぐべきである。

サ 現在、資格制度化に向けて検討が進められている動物看護師については、産業動物分野での導入はすべきではない。獣医師の職域を侵害することにつながる。

シ 口蹄疫等の発生時に、仕事を失った獣医師の生活を一時的に保障できる仕組みを獣医師会として検討すべき。

ス 農水省が設置している食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会のメンバーに日獣から誰も参画していないのは疑問である。

(2) 都道府県計画の策定に関し、横尾副委員長から平成23年9月8日付け農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知(23消安第3067号、獣医療法に基づく都道府県計画における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の策定について(再周知))が紹介され、委員各位の積極的な関与と獣医師会の役割の明記の働きかけについて依頼された。

6 その他

事務局から、農林水産省からの補助を受け、本会が構成メンバーの一員である獣医療提供体制整備推進協議会が実施している平成23年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業について、関連事業の内容が説明され、参加者確保等の協力が依頼された。

VI まとめ

1 本日の検討を踏まえ、今後以下のとおり検討を進めることとされ、了承された。

(1) 次回会議以降の検討に資するため、地方獣医師会を通じて指示書の利用実態調査を行うこととされ、詳細について委員長、副委員長及び事務局を中心に検討の上早急に実施し結果を取りまとめることとされた。

(2) 農場HACCPについては、次回の委員会に農水省担当官の出席を依頼し、現状と考え方について説明を受けることとされた。

2 10月1日に開催される2011動物感謝デー in JAPAN について紹介された。

3 次回の委員会開催日程については後日調整することとされ、会議を終了した。